

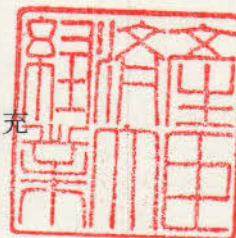
経済産業省

20140206 公開経第2号
平成26年3月10日

行政文書開示決定通知書

殿

経済産業大臣 茂木 敏充



平成26年2月6日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

- ① 「2013年度グッドデザイン賞」に対する経済産業省後援名義の使用承認及び経済産業大臣賞の交付の承認について
- ② 2013年度グッドデザイン賞 Best100（金賞候補）
- ③ 2013年度グッドデザイン賞 グッドデザイン金賞
- ④ News Release

2. 不開示とした部分とその理由

1. ①の行政文書中、法人及びその代表者の印影については、法人に関する情報であるが、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第2号イに該当するため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所（又は大阪地方裁判所）に対して行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成26年3月17日（月）から4月17日（木）（土・日曜日及び祝日を除く。）
9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：経済産業省大臣官房情報公開推進室（情報公開窓口）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階
（電話番号：03-3501-1035）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

＜準備日数＞「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定（ただし、当該期限が開示決定の日から2週間以内である場合には、開示決定の日から2週間後に発送予定。）

＜郵送料（見込額）＞

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
（該当する□にレ点（）が記載してあります。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

＜実施の方法＞写しの送付 ＜実施の日時＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

＜実施できない理由＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課デザイン政策室

電話番号：03-3501-9259

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。